平成２１年（フ）第１４７号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町12番８号
債務者　森山　順郎
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第６号
鹿児島県肝属郡肝付町前田3929番地　ウエストヒルズＩＶＢ棟、旧住所鹿児島県肝属郡肝付町前田4179番地
債務者　下園　純子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第９号
鹿児島県鹿屋市大手町13番21号　リバーサイドマンション102号
債務者　中野　　茂
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
長野市大字三輪1268番地３、前住所長野市三輪６丁目13番29号サンヴィレッジ城東Ａ201号
債務者　柴村諭喜人
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６号
長野市丹波島１丁目460番地ハイツよろづや101、前住所長野県千曲市大字森941番地
債務者　鮎川　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４号
長野県上田市古里1733番地１　コーポ松ノ木Ａ102号
債務者　原田　裕子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１０５号
長野県飯田市山本6722番地１　市営住宅41―３号
債務者　関口　信治
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第４１号
兵庫県川西市けやき坂４丁目24番地の６
債務者　神宮　政範
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１９号
奈良県桜井市大字初瀬1763番地の１
債務者　竹川　隼人
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４７号
奈良県桜井市大字河西323番地
債務者　水江　健二
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
松江市内中原町120番地１
債務者　鄭　奈々子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６号
山口県下関市新地町２番28―802号　グローバル下関
債務者　山田恵子こと　李　　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
山口県下関市幡生宮の下町２番25号
債務者　渋谷　照夫
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
山口県下関市幡生宮の下町２番25号
債務者　渋谷由紀子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
熊本市京町本丁10番11号
債務者　治久丸登志子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７号
熊本市月出８丁目３―144、住民票上の住所熊本県阿蘇市役犬原997番地
債務者　山部智賀子
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２号
熊本県菊池郡大津町大字引水817番地７
債務者　浦田　一子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４号
富山市稲代239番地１
債務者　渡邊　　貢
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
富山地方裁判所民事部